

家畜保健衛生所利用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 8 月 3 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 87 号

家畜保健衛生所利用規則の一部を改正する規則

家畜保健衛生所利用規則（昭和 57 年岩手県規則第 35 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、家畜保健衛生所条例（昭和25年岩手県条例第20号。以下「条例」という。）<u>第 3 条</u>の規定に基づき、家畜保健衛生所の試験及び検査に関する施設（以下「施設」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用の許可等)</p> <p>第 2 条 <u>条例第 3 条</u>の規定に基づき施設を利用しようとする獣医師は、あらかじめ家畜保健衛生所施設利用許可申請書（様式第 1 号）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第 1 条 この規則は、家畜保健衛生所条例（昭和25年岩手県条例第20号。以下「条例」という。）<u>第 2 条</u>の規定に基づき、家畜保健衛生所の試験及び検査に関する施設（以下「施設」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(利用の許可等)</p> <p>第 2 条 <u>条例第 2 条</u>の規定に基づき施設を利用しようとする獣医師は、あらかじめ家畜保健衛生所施設利用許可申請書（様式第 1 号）を知事に提出し、その許可を受けなければならない。</p> <p>2 [略]</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。